

討論

反対討論

伊藤 淳一議員

私は、議員削減はやむなしと考えますが、今提案の議員定数を十二名とするのことに對しての、反対の討論をいたします。

平成十二年四月の地方自治法により、議員定数については「議員定数は条例で定める」と法定定数制度から条例定数制度に改められました。

そして今日、各自治体、近隣の町村での議会の議員定数のありようが話題となっています。全国町村議会議長会での委員会報告の中でも、「議員定数の明確な理論的な根拠はない」と言っています。しかし、報告の中の中身をさらに引用させていただければ、「議員定数は、行政改革や経費削減といった観点のみで論じるべきでない」とも言っています。「人口、面積、職域など住民の多様なニーズ・意思を反映することが大事」と続けています。

以上、概念的なことを申し上げましたが、私は、先ほど申し上げましたとおり、標茶町の議員定数は現行の十六名から数名削減することはやむを得ないと考えています。しかし、現状から四名を減じて十二名にしたいという考えには反対であります。

その理由は、一つとして、議会は監視機能、施策策定機能、住民代表機能を果たす役割があり、そのような点から、議員の幅広い人材の確保が必要であります。

二つ目として、他の町とは人口の同じ規模のところと比較されて論じられていますが、標茶の違いは戸数の五〇から一〇〇、二〇〇から三〇〇と集まっている地区の構成が標茶市街地を除き五地区あります。そういった標茶市街地以外の地区からの議員選出の状況、地域の実情の把握や目配りが困難となります。このことは、時間ごと議会の議員定数削減の是非が昨日、一昨日と新聞に載っていました。都市部は厚く、地方、町村部の議席ばかり減

るようになれば、地方の声が届かなくなると危惧しているのと似ています。

さらに、議員定数は現行よりも四減ではなく二減ぐらいにとどめるべきと考えるのは、先ほど申し上げた住民代表機能、議員の幅広い人材確保という点からです。私が議員になった平成三年は、昭和三十四年以來議員定数が二十二名だったのが二名減となり二十名となりました。平成十一年の改選では、二十名から二名減の十八名、それから八年後の平成十九年の改選では、十八名から二名減の十六名、いずれの時も二名減ですが、単純に二名減と考えられがちですが、全体の数がその都度小さくなっての二という数字は全体に對しての比率は大きくなるものです。それが四名減ということとは、その差はさらに大きくなるわけであり

ます。したがって、大きな影響があるかもしれないという不確定なことから、段階的な減じ方にとどめるべきと考える理由です。

また、委員会構成、議会の活動、それらがどのようになつていくのかも考えなければなりません。

以上のことを考えたとき、減じる人数は二名ぐらいいにとどめ、四名減とすべきでないとの考えで、提案に對して反対するものです。

補足ではありませんが、数日前、私の所に「中オソベツ、一町民より」という封書がきました。中オソベツとは珍しいなと思いつつ開封いたしましたら、何の文章もなく、ただ過日の「議員定数削減を求める直接請求を提出した」という北海道新聞、釧路新聞のコピー一枚だけでした。削減をしないというのか、それとも中オソベツの住民からということを考えますと、現在オソベツ、久著呂、沼幌いわゆる御久沼地区から議員が出ていないことから、現行から大幅に議員定数を削減すると困るということなのか。私は後段のことを言いたいのだろうというふうに思うところであり

そのことをさらに付け加えさせていただきます、私の反対討論といたします。

賛成討論

黒沼 俊幸議員

議案第三十二号について、町長から提案があり「標茶を良くする会」の會長田村さんから、定数条例改正請求の要旨の説明がありました。私は、この議案に賛成する立場から発言いたします。

本町の歴史は、今年平成二十二年が入植開町以來二五周年となる節目の年になつております。くしくもこの記念の年に町民の方々が千百余名という多くの署名を集めて、条例の改正請求をされました。これからの議会運営は、思い切つて現在の定数を四名減じて、少数精鋭で行なつていけるものと主張されたものと考えます。地方自治の確立が叫ばれる今日ですが、実態は国・道の交付金・補助金が、一般会計予算ではその六割を占める状況が続いており、近年では、数年前に

平成の大合併といわれた町村合併が釧路管内でもありました。本町は、自立の道を歩んで今日に至っております。

機構改革も収入役の廃止や農林課と農業委員会事務局の兼任や、商工観光課の廃止に代表されるところで

すが、簡素化が一段と進んできております。しかし、まだまだこの程度ではスリム化は満足はいかないと考えます。なぜなら、少子化時代に入り、人口が急激に減っているからです。本町

はまことにこの点は農村村部においても顕著であります。

今回、「標茶を良くする会」の会長が求めるところは、平成二十三年四月の選挙は、人口減のことばかりでなく、先例や慣例にとらわれない健全な行政への提言と受け止めました。

私は、十五年の四月の選挙で議員になりましたが、その時の定数は十八名、二回目の十九年の年は十六名でありました。二名減員が二回続きましたが、七年あまりの議会活動を通じて経

験したことは、次年度以降は十二名の定数でも議会の行政へのチェック機能はならぬ問題ないと考えております。四名減により議会費の思い切った削減をはかり、行政の改革を進める推進力となると考えております。

終わりになりますが、署名された方々の意を酌んで賛成をいたしたいと存じます。

反対討論

菊地 誠道議員

議案第三十二号、標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見を述べたいと思います。

まず、今の地方議会のおかれている現状についてであります。地方分権の推進とともに、自治体の自主的な決定と自己責任の範囲が拡大する中で、地方議会が町民の代表機関として、議会はそのもてる機能を十分に発揮し、町民の負託にこたえ、より積極的な、効

果的な議会活動が求められております。

標茶町においても、依然として厳しさが続く財政状況の中で、少子高齢化、人口減少、社会経済の悪化等、様々な課題に直面しております。

一方では、他の町村議会においても、厳しい町村財政の状況を反映し、議員定数を見直す動きが広がり、議員定数も減少してきております。

このような現実を踏まえ、さらには今回の直接請求に示された民意を議会として、さらには議員として十分に議論されなければならぬと考えるところでもございます。議員定数については、議会運営委員会において、昨年の六月よりさまざまな角度から積極的に検討してまいりました。結果、中間報告をもって全員協議会に諮ったところでございませうけれども、残念ながら統一見解を出すまでには至らなかつたところでもございます。

私は、議員定数の削減にはある程度理解をすることがあります。しかしながら、議員定数の大幅な削減については、若い人たちが女性の方々の議会への進出が大変難しくなり、限られた人しか議員になれない心配もするところがございます。そのことよって、さまざまな意見の反映が議会にされなくなる心配もするところがございます。

以上のことから、私は議員定数条例の一部を改正する条例の制定については反対をいたすところでございます。

終わります。

賛成討論

後藤 勲議員

私は、標茶を良くする会代表田村守氏の出された条例案に賛成する立場から、一言申し上げたいと思います。

昨年来から署名活動等大変御苦労され、今日に至ったことに敬意を表します。また、本日、ここにお忙しい中、傍聴にこられました皆さん、大変御苦労さんでございませう。

本来であれば議会そのものが、早急に意見をまとめ、町民の皆様方にお示しをし、理解を求めることが筋かと思いますが、諸般の事情により、このような事態になったことは、私も議会の一員として、非常に残念であり、また、情けなくも思っています。

今までの経過等につきましては、皆様よくご存知のことと思しますので、あえて申し上げませんが、昨年、政権が変わったことにより、テレビ、新聞等で毎日のように報道されている沖縄の問題、そして、事業仕分け、少しでも無駄を省くことをしています。このことにより、国民はもとより、町民そして私たちも非常に政治に関心をもってきています。ましてや、人口の減少化などを考えてみても、この標茶町においても同じことが言えるのではないのでしょうか。

近隣町村をみても議員の削減は、ごく当たり前のようになってきています。ただ単に、面積が広いか

ら議員の削減が出来ないというの、私は理由にならないと思います。確かに定数削減というのは、自分たちで自分の首を締めつけることであり、苦しいわけですが、私も、私たちが何といつても、町民あつての議員であります。このことを決して忘れてはならないのであります。これだけ多くの町民の皆さん方が要望している削減案でありますので、あえて受け入れ、私も削減される分、少人数で質の向上に努め、よりよい標茶町をつくり上げていくため、努力いたします。

よって、私は、町民の声を謙虚に受けとめ、この条例案に賛成をし、ここにおられる議員の皆様が一人でも多く賛同いただけることを望み、終わりたいと思います。

反対討論

末柄 薫議員

標茶町議会議員の定数を十二人に改正する条例が付議されましたが、これに反対する討論を述べさせてい

ただきます。

議員定数についての考え方ですが、議会として議員が何人必要なのか明確な理論的な根拠がなく、大変難しい問題ではあります。これまで標茶町議会は、みずからの判断により、議員定数削減を実施してきております。

何回かの削減で二十二人から十六人、現在の数に至っておりますが、例外なく二人ずつの減で現在に至っております。

また、議員の一人当たりの人口でございますが、これも五〇〇人前後、標茶町の人口の減少とあわせて、ほぼ統一されてきております。

私も、平成十一年の選挙から議員をさせていただいておりませんが、平成十九年の選挙で十八人から十六人、この定数減での選挙を経験させていただいております。

このときの二人の定数削減で、その後気づかされたのは、一般質問が減少傾向にある。十八人の時には、一定例会あたり五・五人、平均すると五・五人ありま

したが、十六人に削減になってからは、一議会あたり四・四名でございます。その差〇・九人、およそ一名減少しております。また、質問の件数でも、十八名のときは九・七五件ですね、平均すると、十六名になってからは八・〇八件。一・六七件少なくなってきたおります。

このことは、もし議員定数を現在の十六名からご提案の十二人へと大きく削減したとき、一般議案の審議を含めて質疑全体が減少しないか、減少するならば議会の機能に大きく影響を与えないか、懸念されるところであります。

次に、今、国会で審議中ですが、地方自治法が改正されようとしております。この改正では、九十一条の削除が予想されております。この九十一条は市町村議会の議員定数の上限を決めている九十一条であります。現在、標茶は十八名の上限値であります。この上限値を撤廃することによって、このことはもし必要があれば議員定数を増や

してもいい、そのように理解できることであります。もし、この自治法の改正がなつたとしても、現在の社会情勢下では、定数を増やすという議会はごくまれではないかな、そのように考えられますが、今後の地方分権で自治体もみずから政策を形成し実施することが増加していく。要するに大きくなっている。そのように考えられ、同時に議会もチェック機能もこれまで以上の機能が求められるようになっていこうと思っております。

今、急いで議員定数を十六から十二名、大きく四人も削減するのではなくて、法改正のこの行方を慎重に見守る必要性もあるのではないかと考えております。

直接請求の要旨には、酪農家とか農業、商工業者の相次ぐ廃業、公的機関のこの町内からの撤退、これらによる急激な人口減、そのような状況があり議員定数の削減を求めるとあり、一、一三九名もの請求、これを私も重く受けとめさせていただきます。が、付議された条例案では、議員定数が

十二名となつており、議員一人当たりの人口も七一人と多くなつております。そして、隣接の町に準じて実施すべきだとの求めであります。私は、標茶町は標茶町独自の考えで実施をすべきであり、諸条件のことなつた隣接の町に左右されることではないと考えております。

賛成討論

館田 賢治議員

今日、本当にここに一、一三九名の人からの署名を受けて、この直接請求の条例改正を議論すると、このことが非常に私にとって、情けなくもむなしとい

これらのことから、私はこの条例の改正案には反対をいたします。以上で終わります。

と私は思います。

同程度の人口である近隣の町と単純に比べても、人口は同じ程度であっても学校数や保育園の数が標茶町は一・四倍から二倍であります。たとえば学校数でいえば標茶町の十六校に対して、お隣の弟子屈町は八校、厚岸町は十一校、保育園は標茶町で九カ所に対し、弟子屈町は三カ所、厚岸は六カ所であります。他町村と比較して農地面積も広く、道路も長いことなど、どれをとっても行政のするべき仕事の量は格段に多いのです。

そのことは、隣の町の一・五倍を超える予算にも表れています。そしてそれはすなわち、議員や議会のなすべき仕事や活動が多いことにもなるのではないのでしょうか。

反対の第二の理由は、議会には行政をチェックする大きな役割が求められているということ。四名削減することは行政をチェックするという議会の機能を弱めることにつながると私は思います。

国政が混迷を極めている今、介護保険制度、後期高齢者医療制度、国民健康保険等町民の健康と安全を保障すべき医療保険、教育、子育てなど、公共サービスの子エック機能の強化こそ求められていると思います。

農業、林業、商業、土木、建築など、町を支える産業の発展の課題も山積みです。議員を削減してどうやってチェック機能を強化させるのでしょうか。提案は、「議員削減と議会機能強化をどう両立させるのか」という疑問にはまったく答えられないと考えます。

町民が議員削減を望んでいるとの理由ですが、町民の中に「議員定数を減らせ」という声があることは私も承知しております。これは、多くの住民の方々の、「議会は住民の期待にこたえていない」という批判でもあると思います。

このことは今後も議会改革の第一の課題として、厳粛に受け止めなければならぬと考えます。

しかしながら、住民のみ

なさんの期待は、議会が

「暮らしと仕事、営業を守るために働くこと」であり、議員削減はその本質ではないというふうに考えます。町議会は、住民のもっとも身近な議会として、住民の声を自治体に反映する住民の代表機関です。行政のチェック、住民要望の反映、立法機能という他では代われない重要な機能を持っています。ですから、議会は、町長から提案される条例や予算の審査だけでなく、み

ずから条例提案や予算修正などの機能を発揮する。議員がそれぞれの立場で住民の要望実現に力をつくす、これが本来の議会の姿だと思います。

第三の理由は、これから地方分権が進み、自治体の権限と仕事は増える傾向にあるということ。このことは、当然それをチェックする議会の役割も大きくなることを意味します。

議会の役割が大きくなる時に、議員を減らすのはさかさまではないでしょうか。これではますます議会の比重が低下することとなり

ります。

反対の第四の理由です。提案では、厳しい財政状況にあり、議会も身を削って範を示すべきだということも削減の理由に挙げられておりました。

しかし厳しい時代だからこそ、議会がこれまで以上にがんばって、何がムダで何が必要かを見極めることが大事ではないでしょうか。議会費は今年度一般会計総額のわずかに〇・七％です。これは、管内でも最も低い方のレベルでもあります。この中の四人分の経費を削ることよりも、一般会計の残りの費用の九九・三％、この町のお金の使われ方がどうなのかをチェックすることが、町民が議会に求めている役割ではないでしょうか。

私は議会が行政との緊張関係を保ち、行政へのチェック機能を果たし、町民の意見を本会議や委員会で見映するといった、町民が期待している議会本来の役割を果たせば、おのずと議会の権威は高まり、住民の皆さんの信頼も得るものと考え

えています。

住民のみなさんの声が町政にとどいていないではないかという声も聞かれます。本当に町民の声にこたえる道は、私たち議員が町民の期待にこたえて、町政とのパイプ役をしっかりと果たすことであり、機械的な議員定数削減では到底解決し得ないことであると考えます。

その立場から今後も議会改革を含め、住民のみなさんの期待にこたえるべく奮闘することをみずからにも言い聞かせながら、定数削減の今条例には反対することを表明するものです。以上で、私の反対討論を終わります。

反対討論

田中 敏文議員

私、十二番、田中敏文はこの懸案に反対をする討論をさせていただきます。

まず、議員定数を考える際に議会のあり方、民主主義の問題から考えることが大事であります。

議会は、憲法第九十三条

にうたわれているとおり、議決機関であり、住民から直接選ばれる住民代表機関であります。議会の意思は住民の意思とみなされるものであり、住民の意思を反映させる機能が求められております。

そのため、議員の任務は大変重要であります。

一つは、議員は住民の要求の多様化・複雑化にともない、広範囲な意見を議会に反映させる任務をもっております。

二つ目は、町長のおこなう事務の執行について、しっかりと監視していく事、つまり執行機関に対し監視をする任務があります。

三つ目は、議会での審議の公開、いま町政は何が問題になっているのか、何が課題なのか、町民に明らかにしていく事が求められております。

四つ目は、町の条例は議会の議決によって制定されます。今臨時議会でも予算や条例の議決の結果が町民の暮らしを左右します。大変大事な任務をもっております。

このような重要な役割をもつ議会の議員定数削減は、憲法と地方自治法によって保障された民主主義をゆるがし、多面的な住民の意思を反映しなければならぬ自治体に、欠陥が生じることになります。

定数を削減することは、青年や女性など色々な階層や地域から選出されにくくなります。議員は地域代表ではありませんが、人口の少ない地域では、地域産業の危機に加え、学校の問題や集落のことなど課題が山積しております。地域の声を議会に反映させることは、町政にとって大変重要であります。

定数を削減することは、その声をさらに狭くする事は間違いありません。このように定数を減らすことは、町民の声を町政に反映させる議会の機能を低下させる事になります。

次に、議会のチェック機能が低下することが懸念されます。議員定数を減らし、チェック機能が高まったという話は聞いたことがありません。少数より多数

でチェックする事が機能を高めることになります。さらに多種多様な意思を議会に反映させることが、行政に対するチェック機能を強める事になります。

各階層から議員が選出されてこそ、チェック機能も高まり、チェック機能を高めるためにも、定数削減には反対をいたします。

憲法と地方自治法は、議会と首長が対等平等であります。抑制と均衡によって地方自治と民主主義を保持する、二元代表制をとっております。

議員の定数を減らす議案を提出されたことは、まことに残念なことでもありません。たしかに、全国的に定数削減の声が高いのも事実です。

これは、町民の皆さんが「議員は何をしているんだ」という強い批判からくるものだと思います。

議員を削減すれば、議会の質が高まるのでしょうか。少数精鋭は質の向上とは違うと思います。選挙上手の人が議員になるだけで、というのが一般的です。

もしそうなれば、議会の質は低下することになります。

いま必要なのは、定数削減ではなく、このような議員に対する不信感を取り除くための議会改革であります。議会全体の質的向上です。今、議会に身を置く者は、みずから研さんし、町民の付託に応える議会の質の向上、そして将来に禍根を残さないように議会制民主主義を守ることです。

私はその立場から議員定数削減に反対いたします。十二番、田中敏文は、この議案に対する反対討論といたします。

反対討論

川村多美男 議員

私は、ただ今上程の条例に反対の立場から、私なりに意見を申し述べさせていただきます。

私は、平成十一年度に、議員定数、先ほどもありましたが、二十名から二名削減の定数十八名で、標茶町議会議員選挙で初当選させ

ていただきました。現在、三期目の半ばでございます。平成十五年度の改選前には、根拠があまりない議員報酬三%削減案が議員提案され、反対討論、賛成討論の末、反対多数で否決した経緯がございます。

その後、町民の中から、私が反対したことに対して、不満の声を受けまして、平成十五年度、私にとつては二期目を指す標茶町議会議員選挙では、定数十八名から二名削減の十六名に、また、議員報酬は五%の削減、さらに、町の収入役の廃止を公約として掲げ、審判を受け、当選後、最初の六月定例会において、議長、副議長、委員長、議員の報酬を一律五%削減の議員提案を行い、全会一致で可決し、同年、八月から報酬の減額を施行し、現在に至っております。

また、議員定数は平成十五年九月定例会において、平成十九年度から二名減の定数十六名にすべく議員提案し、反対討論、賛成討論の末、賛成多数で可決し、平成十九年度の一般選挙が

ら議員定数十六名とし、現在に至っております。

さらに私は、行財政改革の一環として、収入役の廃止については、十五年九月定例会におきまして、一般質問し、収入役の任期満了をもって廃止すべきと主張、提案し、翌年の三月の任期満了をもって廃止を推進いたしました。当時、私以外の十人の議員の皆様とともに、議員報酬五％の削減、議員定数二名の削減による議会改革、そして、収入役の廃止に伴う行財政改革、いわゆる歳出の削減を推進、実現してきた経緯がございます。

また、平成二十二年度一般会計歳入歳出予算、10億6、600万円の歳出における議会費は、6、888万1千円で、〇・六％でございます。主な内容は、議員報酬で3、955万2千円職員期末手当で1、450万3千円となっており、当初予算における議員報酬の比率は〇・三九％であります。

平成二十一年六月十一日付で議長から議会運営委員

会に諮問のあった「議会改革の取り組み」といたしましては、二十一年十一月十六日に「議員定数に関する意見を聞く会」を開き、町民の意見を聞く機会を設けるなど、延べ八回にわたる議論の末、現在の議員定数十六名を次期選挙から二名減の十四名とすることで全会一致し、平成二十一年十二月二十二日に議会運営委員会といたしまして、議長に中間報告した経緯がございます。

近隣町村議会においても、厳しい財政状況を反映しまして、議員定数を見直す動きが広がり、議員定数も減少傾向にあるのは、私も承知しております。地方分権社会にふさわしいチェック機能としての機能、議員個々の議員力を最大限に発揮しつつ、町民の信頼と付託に十分こたえ、的確に反映できる議会であるべきと考えます。

また、若い世代、各層の町民が議会で活躍できる環境も必要と考えます。議員定数削減は、平成十一年度以降では、二名削減

が主流であり、現行の定数十六名から一気に四名を削減することは、逆に多くの民意を削減することにつながるかと考えられますことから賛同はできません。

私といたしましては、議会運営委員会で議長に中間報告いたしました、現在の議員定数十六名を次期選挙から二名減の十四名とすることを遵守し、上程されました条例の制定には反対であり、反対討論といたしたいと思っております。

反対討論

平川 昌昭議員

このたびの、標茶町議会議員定数条例の一部を改正する案につきまして、前段、改正請求の要旨の説明を受けたわけでございますが、反対、賛成の中で述べられた方々のやや重複する部分があるかと思いますが、お許しをいただきますと思います。

まさに人口の減少と財政の窮迫がつづく全国の町村で、議員定数を削減する流れは止まらない状況にある

ことは十分認識しているところでもあります。同時に議会議員を削減することにより、住民に対するメリックト、これは何でしょうか。

私は、議員報酬など議会費の節減が唯一だと思っております。このたびの請求の要旨では、この部分についてはうたっておりませんでした。ただ、申すまでもなく町財政は限られており、無駄をなくし、切り詰めるところは切り詰めてほしい、このことは等しく町民の願いでもあります。私は、その前提として考えるならば、本町の今年度一般会計予算に占める十六人の給与総額は5、405万5千円、共済費を合わせると総額6、038万9千円となり、つまり議員一人当たり377万4千円であり、単純に削減数に乗ずれば節減額がわかり、その価値は高いと私は思っております。毎年申すまでもなく、本町の人口は八十人規模で減になって進行しており、人口が減ることにより、議員も減らざるを得ないことは、私は当然

なことと受けとめております。

一方で、本町議会におきましては、議会運営委員会で定数、報酬等につき昨年の六月から八回にわたり議論を重ねてきております。もとより、議会改革とはなんでしょうか、そのいきつくところは定数、報酬等々でございます。そのことは、全員協議会に一定の中間報告をしておりますが、各位の議論の中ではなかなか先へ進まないことは、私の責任としても反省をしているところでございます。しかしながら、議会の存在意義は何でしょうか。議会として存立に本町議会議員は最低何人必要かなど、私は、今このたびの署名一、一三九人の方々の多様な思いは重く受けとめております。同時に私は、一九九九年にこの議会議員といたしまして送り出していただいてから、まさに住民からの直接請求、このことは、もちろん初めてでございます。同時に、現状同僚議員にとりまして、同様と思われま

す。であれば、全員野球の

ごとく、この機会に定数、報酬を今一度議論、審議を重ね、しかるべき議案に決断することが必要ではないか。決して遅きに帰してはいない。私はそういう考えを持っておりました。

来るべき議会において、このことがどう皆さん方と議論するか。全員の機会を与えていく議会について、まだ、議論が足りないのではないか。町民に提示することが、果たして、今この場でどうこうというのは遅きならずと、私は思うことでございます。

今、議会にこの条例提案されたことにつきまして、私は、私は反対の立場で述べさせていただきますが、ぜひこのことをご理解いただいで、しかるべき時にやるべきだと思いますが、私の一端を述べ、反対討論といたしたいと思います。



6月16日

第二回定例会

議員提案第2号

(議員定数を13名に改める) を否決

提案趣旨

○館田 賢治議員

私は、今回議員提案で議員定数削減を十三名で提出をさせていただきました。なぜかという、去る先般、五月の二十八日臨時会において、田村さんほか皆さんから条例改正の直接請求をいただきました。おしくも九対六、九対六がおいしいのか差をつけられたのかわかりませんが、九対六という結果になりました。

その後、町民との間で非常にさらに議会と町民との間が遠くなった。非常にこれは信頼回復をどうやってしたらいいんだろうか。これは、私も年配のひとりとして、やはり議会と町民はそばにいてつながっていない。きやだめだ。どうあろうと一、二〇〇名からの署名

を受けて、この人たちの気持ちなどを救ったらいのか。十四名というの

は、いわゆる田村さんほか皆さんは、十四名ではないから十二名にしないというのであります。その十二名を結果はどうであるか否決をしたわけでありますから、議員の数も否決をし、そして削減をするというところも否決をされたわけであります。そこで、このままでは住民との間は本当にだめになってしまおうと。議会は片肺飛行のようなものだと。これをなんとか議会が一本化にする方法というものはないのかというふうに考えておりました。そこに、そうすると数字的には、やはり十三という数字しかでてこなかった。この十三で議員の皆さんの同意を得るのであれば十三

人で同意を得ていただいて、そして、住民との間の信頼回復に努めてみたい。なと、こういう気持ちで十三名を提案をしたわけであります。景気だとかいろいろなことは申したいことはありますけれども、それは五月の二十八日に今の標茶の状況もお話

しながら私も話したものですから、今ここでそれは再度お話しするつもりはありませんけれども、議員の皆さんのそういった町民との間の強い絆をつくるためにも、賢明なご判断をいただきたいと、こういうことで提案をしたわけであります。

議員提案第3号

(議員定数を14名に改める) を可決

提案趣旨

○小野寺典男議員

議員提案第三号、標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案趣旨並びに内容を説明いたします。

平成十二年の地方分権一括法の施行以来、地方自治体は、従来にもまして地域の実情に即した政策を形成し、自らの責任において実施することが求められております。議会の果たすべき役割もますます大きくなってきております。さらに平成二十一年十月に出された

地方分権改革推進委員会の第三次勧告では、これまで地方自治体の自治事務を縛っているとして「義務付け・枠付け」の見直しを示され、これまで以上に地方自治体が地域の実情に即した自主的な判断が求められるとともに、同時に議会のチェック機能もこれまで以上に求められております。

自分の住んでいる町の行方は、どこで決めるのか、住民の望む多様な意見が討議され、政治合意が形成される場であります。国が推進した市町村合併推進特別法が平成二十二年

三月を持って期限切れとなり、現政権下では今後は、自治体の自主的判断に委ねることとなりました。

標茶町も合併せず、自主、自立の道を選択し、協働のまちづくりを進めているところでありますが、依然として厳しさが続く財政状況の中で、少子高齢化の進展、人口減少時代の到来、環境問題等々の課題に直面しており、将来にわたって持続可能な行財政の運営を実現するため、事務事業の簡素・効率化、職員定数の適正化など様々な行財政改革に取り組んでいるところでもあります。

一方、近隣町村の議会において、厳しい町村財政の状況等を反映し、議員定数を見直す動きが広がり、議員定数も減少してきておりますが、議会として存立に議員が何人必要か、人口に応じた適正規模など、明確な理論的根拠はありませんが、単に社会状況や近隣町村との比較といった一般論で定数削減圧力が進むと議会無用論、そして議会制民主主義の否定にもなりかねません。

行政改革や経費削減といった観点のみの議論ではなく、人口や面積・職域などによる町の特性、住民の多様なニーズ、意思を正確に反映させることが大事であります。全住民に相応する数が必要であります。

地方分権社会にふさわしいチェック機能としての機能を発揮しつつ、町民の信頼と付託に十分応え、的確に反映できる議会を念頭に、管内、道内の状況等、科学的見地から総合的に判断し、現行十六名の定数から、次期改選期より、標茶町議会議員の定数を二名削減し、十四名にする提案をするものであります。

賛成討論

林 博議員

ただ今提案されました、標茶町議会議員定数を十六名から十四名にする条例案について、私の意見を述べたいと思います。

私は、平成十九年五月から標茶町議会に参加させていただくことができ、早三年がたちました。当初、何とかやれるだろ

うと、正直少し甘い考えでいたかもしれない。しかし、いざやってみると、責任の重さや内容の多さにとまどってしまいうほどです。

役割は、私はいまさら話すまでもありませんが、町全体の財政をはじめ、福祉や医療、教育、産業、商工、観光等、幅広い分野にわたって、それをこなしてこられた、先輩議員の皆様には、敬意を表したいと思います。五月二十八日に開催された、臨時議会に提案されました、議員定数改正の条例案で、反対討論されました議員の多くから、急激な削減への不安や、今後の議会、議員の役割などについて述べられていました。

私は、議員になるまでは定数について、削減は当たり前のことのように考えていました。

しかし、議員の職務や職責の重さを初め、町のこれから、すなわち町民の今後の生活を決めていく上で、少人数で決定してしまうことには、不安と危険性があるのではないかと考えます。人数が少なくなればそれだけ意見や発想も減り、議

論が減ってしまうことは間違いありません。そのことが本当に町民のためになるとは思えません。

町民の声を多く反映させ、多くの議論をして、住みよい町をともにつくりあげていくには、町民の代表である議員は、職種や年代、そして男女を問わず幅広くなっていていただくほうが良く、財政が許されるならば、なるべくなら減らさないほうが良いと、私は考えます。しかしながら、近年の社会情勢や、本町の財政状況を考えたとき、若干の削減はやむを得ないと考え、今回の提案には賛成いたします。

末柄 薫議員

標茶町議会議員の定数を十四人に改正する条例案が提案されましたが、これに賛成する討論を述べさせていただきます。

昨年十二月には、議会運営委員会として計八回の協議と「議員定数等に関する意見を聞く会」を開催、調査の結果、議員定数十六名から十四名とする報告がな

されてから、早六カ月がたっております。

標茶町には、財政規模の大きさ、産婦人科のある自治体病院、総面積2、200ヘクタールを有する育成牧場、総延長700キロメートル以上に及ぶ町道、また、小学校九校、中学校七校、この学校数の多さ、また、農地と山林の面積の広大さなど、他の自治体と違った条件がたくさんあります。それだけに、議会、議員に果たされる多くのものが求められているわけでもあります。

今議会では、議会改革が検討されており、住民の皆さんとより多く話し合う機会をつくり、住民参加のより開かれた議会づくりを進め、また、議員の資質の向上、議会議論の向上が図られれば、また一歩進んだ議員定数の議論もあるかとの僕の思いもあります。また、地方自治法の改正も予想され、依然として先を見えない時代が続くことを考えれば、急激な変化は避けるべきであり、慎重に考えなければなりません。住民の代表である議員

が、何人で議会を構成していくかは、住民の声を聞き、最善の意思決定をしながら、行政のチェック機能を果たしていくための基本事項であります。

しかし、議員が何人必要なのか、議員は何人が適当なのか、明確な理論的根拠がなく、難しい問題であります。これが、これまでに標茶町議会は、議員、議会自ら判断によって、二人ずつの定数削減をしてきております。議員一人当たりの人口も五〇〇人前後と、町の人口の減少に合わせて統一され実施されてきております。

このたび提案の十四人の定数では、議員一人当たりの人口は、現時点では六〇〇人を超えておりますが、将来の人口減を予想したとき、これはいたしかたないものと考えます。

そこで、以上のことから、私は、議員定数を現十六人から二人減の十四人に削減することが妥当と考え、条例の改正案に賛成をいたします。

以上で、終わります。

賛成討論

伊藤 淳一 議員

議員定数を十六名から四名とする、提案されました条例改正案に賛成の立場で討論いたします。

先の臨時会で住民請求による「議員定数を十二名とする条例改正案」を審議し、私は議員定数十六名から四名を減じることに反対したひとりです。

その時の繰り返しになりますが、議員定数の削減はやむなし、しかしその減じる数は二名ぐらいいにとどめるべきと述べました。

削減せざるを得ないことは、一般的な言い方になります。が、昨今の社会情勢から考え、住民の意思と議会の意思、住民の考えと議会の考えが乖離しないように、そのずれの幅を少なくしなければなりません。その点から少ない数の削減はやむを得ないと考えるからです。

また、今回提案の二名削減案は、私が考える最小、もつとも少ない数であることで賛成するものです。議員、住民の中には現状の十

六名を維持すべきという考えの方もいらっしゃると思います。一方、前回の住民請求のように十二名ないし十名でもいいという考えの方もいます。そのような中において、私は議会の役割であります。行政執行者のチェック機能、いわゆる監視機能、町づくり推進の提案や提言をしていく施策策定機能、また、町民の声を聞くという意味での住民代表機能、それらを果たすためには、議員の幅広い人材の確保が必要であります。先ほどの議員の言葉の中にありました。が、女性や若い人、職種の違う人などが議員として出やすいように、入り口を狭めず、少しでも広げておき、議員の幅広い人材確保ができるように努めなければなりません。そのような点から二名削減が賢明な選択であるというふうに考えます。

また、委員会構成を考えた場合、現行は三委員会、議長を除き、各委員会五名ずつで運営しています。今後、議員定数が十四名となれば、おそらく二委員会となることというふうに予想いたします。そうなれば一

委員会七名・六名という構成人数になるわけです。少数精鋭というときには都合の良いように使われますが、決してそうでないということもあります。現行の五人の委員会活動よりも、かつて私が経験した議員定数が二十名のときの一委員会は七名・六名・六名、また定数十八名の時は一委員会六名・六名、そして一委員会だけが五名でしたが、一

委員会六名以上のときの方がそれぞれの意見が交され活発だったというふうに思い起こすところでもあります。そのような点からも、議員定数は現行より二名減の十四名が適当と考え、ここに賛成討論をいたしました。議員各位の賢明なる判断のもと、賛同していただくことをお願いし、賛成討論といたします。

第二回臨時会 緊急質問

口蹄疫の町対策本部を 小野寺典男議員

問 法定伝染病である口蹄疫が、四月二十日宮崎県で発生し、県では家畜の殺処分が行われ非常事態宣言も出している。

本町では、道外から多和育成牧場の受け入れ、肉牛の民間受け入れの実態があり、感染が危惧される。また、最近放牧型酪農も増えてきているが、鹿に感染でもしたら大変な事態になる。

防疫体制と今後の対応に

答 育成牧場の道外牛の受け入れについては、リスク管理の徹底を図り従前どおりとした。

本町でも、ウイルスの侵入を防ぐため農場等の消毒の徹底に取り組んでいる。また、イベントなどでは、乳牛、種馬共進会、ばん馬大会が中止、延期になっている。

本町における対策本部は、現時点においては設置するまでの状況にないと判断しているが、今後の推移をみながら自衛防疫協議会をベースに万一の際の準備をしている。

- 三月十六日 広報調査特別委員会
- 三月十八日 釧路北部消防事務組合議会
- 三月二十六日 第一回臨時会
- 四月七日 広報調査特別委員会
- 四月八日 広報調査特別委員会
- 四月九日 広報調査特別委員会
- 四月十二日 議会運営委員会
- 四月十三日 全員協議会
- 四月十五日 広報調査特別委員会
- 四月十九日 広報調査特別委員会
- 四月二十日 産業建設委員会所管事務調査
- 四月二十三日
- 四月二十七日 議会運営委員会
- 五月十四日 議会運営委員会
- 五月十七日 厚生文教委員会
- 五月十九日 釧路北部消防事務組合議会
- 五月二十七日 第二回臨時会
- 五月二十七日 議会運営委員会
- 五月二十八日 第二回臨時会
- 六月七日 産業建設委員会
- 六月八日 総務委員会
- 六月十一日 議会運営委員会
- 六月十五日 第二回定例会
- 六月十六日

七月一日
北海道町村議会議員
研修会に参加

毎年札幌で開催される全道の議員研修に標茶町からも十六人全員が参加して、研修を深めました。

講演

◎ 農業ビックバンの経済学
Ⅱ グローバル化と

人口減少時代の農政改革Ⅱ
経済産業研究所

上席研究員 山下 一仁氏

◎ 政局展望
白鷗大学法学部

教授 福岡 政行氏



編集後記

前回、議員定数削減の条例改正が行われて七年、現行の十六名の議員定数が実施されて三年余が経過しましたが、今年六月に開催された第二回定例会において、次の一般選挙から標茶町の議員定数は現行の二名減で十四名とすることが決まりました。

これに先立ち、住民の直接請求に基づく議員定数に関する条例改正案(十二名案)は、五月二十八日の臨時議会で審議されました。採決の結果は否決でしたが、傍聴席に入りきらないほどの住民のみなさんを迎え、賛成討論三名、反対討論七名という非常に白熱した議論が行われました。

「議会だより」七十七号は、議員定数の特集を企画し、五月二十八日の臨時議会、六月十五、十六日の第二回定例会の様相を出来るだけ詳しく掲載しましたのでどうぞお読みください。

議員定数問題は、ただ単に議員の数を何名にするかということにとどまらず、議会の使命、議員の職責について、多くの住民のみなさんの参加も得ながら幅広く議論する場をつくることになったと思います。

「議会だより」編集委員は、会議録を読み直し、編集する作業の中で、議員は、常に住民から選ばれた人格・識見ともにすぐれた代表者であることをめざすこと、また、議場での議員の言葉や質問は、住民の意見であり疑問であり声であることをあらためて再確認しました。

第二回定例会では、住民のみなさんの負担軽減のため、国保会計に一般会計から五、一〇〇万円を繰り入れ、国保税の値上げを止める提案を町が行い、議会はこれを可決する中、一方で、消費税の値上げを大きな争点とした参議院選挙がたたかれていた中の七十七号の編集作業でした。

日一日と緑が濃くなり、口蹄疫を心配しつつ、一番草の刈り取りでトラクターが忙しく牧草畑を走っています。「議会だより」が届くころには、口蹄疫の心配も消え、国民の暮らしに希望が持てるような選挙結果が出ていることを願っての編集後記といたします。

(文責 深見 迪)